

生駒市監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定による監査請求について、次のとおり公表する。

平成28年4月22日

生駒市監査委員 藤本勝美

生駒市監査委員 井上圭吾

生駒市監査委員 白本和久

第1 監査の請求

1 請求人

2 請求書の提出

平成28年2月25日

第2 請求の要旨

請求書及び事実を証する書面並びに陳述時の補足説明によれば、本件請求の要旨は次のとおりである。

1 請求の対象行為

生駒市長が、市内の127の自治会に対し、平成27年度の生駒市自治振興補助金（以下「本件補助金」という。）として、総額58,431,000円の交付を決定し、支出したこと。

2 対象行為が違法又は不当であることの理由

生駒市には、生駒市自治連合会と5つの地区自治連合会及び127の自治会が存在している。「生駒市自治連合会→5地区自治連合会→自治会（平成27年度は127自治会）」との階層構造からみて、自治会は、地区自治連合会の会員でなければ、生駒市自治連合会に属していることにはならないところ、5つの地区自治連合会会則（以下、「各地区会則」という。）では、各地区自治連合会は自治会長をもって組織する旨規定しており、自治会は地区自治連合会の会員ではない。したがって、自治会は生駒市自治連合会にも属していない。

生駒市自治振興補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）第2条は、補助金の交付対象者を「生駒市自治連合会に属する自治会」と規定しているが、本件補助金の交付を受けた市内の127の自治会は生駒市自治連合会の会員ではないので、この補助金交付対象者に該当せず、これらの自治会に対し、本件補助金の交付を決定し、支出したことは不当である。

3 求める措置内容

各地区会則が「自治会をもって組織（構成）する」と改正されなければ、補助対象者を定め

る交付要綱第2条を削除するよう求める。

さらに、各地区会則が「自治会をもって組織(構成)する」と改正されず、交付要綱第2条が削除されない場合は、本件補助金を市内の自治会に支出しないようにするほか必要な措置をとるよう求める。

第3 監査の実施

1 証拠の提出及び陳述

請求人に対して、自治法第242条第6項の規定により、証拠の提出及び陳述の機会を設けた。これに対し、請求人から平成28年3月28日に新たな証拠の提出があり、平成28年3月29日に請求内容の補足説明があった。

2 監査の対象事項

生駒市長が127の自治会に対し、平成27年度の本件補助金として、総額58,431,000円の交付を決定し、支出した行為を監査の対象とした。

3 監査の対象部局等

生駒市市長公室市民活動推進課を監査の対象とし、必要な資料の提出を求めた。

第4 監査の結果

主文

本件監査請求を棄却する

事実及び判断理由

1 事実関係の確認

本件監査請求書及び事実を証する書類、請求人の陳述、監査対象課から提出された資料等に基づき、次のように事実を確認した。

(1) 本件補助金に係る交付規則及び交付要綱等について

ア 生駒市補助金等交付規則(以下「交付規則」という。)は、補助金等に係る予算執行の適正化を図ることを目的として、補助金等の交付の申請、決定等に関する事項及び交付の取消しに関する事項等基本的な手続きを定めている。交付規則のうち、交付の決定等に関する条項は以下のとおりである。

第4条 市長は、補助金等の交付の申請があった場合において、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金等を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金等の交付の決定をするものとする。

2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をするものとする。

イ 交付要綱は、本件補助金の目的、交付対象者、申請及び交付決定につき、以下のとおり定めている。

第1条 この要綱は、本市行政との協働を推進し、各種行政事務事業及び住民自治意識に基づく生活環境の整備等住み良い地域社会づくりに寄与している自治会に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、生駒市補助金等交付規則に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第2条 補助金の交付対象者は、生駒市自治連合会に属する自治会とする。

第4条 補助金の交付を受けようとする自治会は、生駒市自治振興補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 役員名簿
- (4) その他市長が必要と認める書類

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、相当と認めるときは、補助金の交付の決定をするものとし、速やかにその決定の内容を書面により通知するものとする。

ウ 生駒市自治連合会は、生駒市自治連合会会則において目的及び組織につき、以下のとおり定めている。

第1条 本会は、住民自治活動の向上発展に努め、自治会相互の連携を密にし、関係行政機関等との協働を推進することにより、市民自治意識の高揚を図るとともに、地域住民の福祉の向上及び豊かな地域社会づくりに寄与することを目的とする。

第4条 本会は、市内の自治会をもって組織し、自治会長を構成員とする。

2 本会の組織を5地区(北、西、中、東、南)に分け、さらに小学校区に分ける。

エ 各地区自治連合会は、各地区会則において組織につき、以下のとおり定めている。

①生駒市北地区自治連合会会則

第4条 本会は、生駒市北地区の自治会をもって組織し、自治会長を構成員とする。
ただし、第9条に定める顧問及び相談役はこの限りではない。

②生駒市西地区自治連合会会則

第4条 本会は、生駒市西地区の各自治会の代表者をもって組織する。

③生駒市中地区自治連合会規約

第2条 本会は、市内の中地区の自治会を代表する自治会長をもって組織する。

④生駒市東地区自治連合会会則

第3条 本会は東小学校校区の自治会長をもって構成する。

⑤生駒市南地区自治連合会会則

第1条 本会は生駒市南地区自治連合会と称し、南地区自治会長で組織する。

以上のとおり、北地区自治連合会については、地区内の自治会をもって組織し、自治会長を構成員としているが、他の地区自治連合会においては、自治会長をもって組織する又は構成するものとしている。

(2) 本件補助金の交付決定及び支出について

生駒市は、行政の円滑な推進に資するとともに、各種行政事務事業及び住民自治意識に基づく生活環境の整備等住み良い地域社会づくりに寄与している自治会に対し、その活動を支援することを目的として本件補助金を交付している。交付にあたっては、交付要綱第4条に基づき、各自治会から事業計画書及び収支報告書等を添付した申請書が提出され、市長は申請書の内容を適当であると認め、平成27年6月10日に127の自治会に対し総額で58,431,000円を交付することを決定し、同年7月15日に全額を支払った。

(3) 自治会の活動について

各自治会から提出される補助金交付申請書及び市民活動推進課の説明等によれば、各自治会は、広報いこまちの配布をはじめ、ポスター掲示、回覧板等を通じ市からの情報を住民に伝達し、地域住民と市をつなぎ、地域課題を解決していくため、地域における情報の共有化、コミュニケーションづくりに貢献している。また、防災訓練の実施をはじめ、環境美化活動、子どもの見守りやサロンなどによる高齢者支援等の福祉活動など市との協働により身近な公共的活動にも積極的に取り組んでいる。このほかにも、環境などの分野における地域での対応や、市の様々な事業等へ協力を行っている。

2 判断理由

生駒市自治連合会は、前記1(1)ウのとおり、生駒市自治連合会会則第4条第1項において、市内の自治会をもって組織し、自治会長を構成員とするとされていることから、本件補助金の交付を受けた市内の127の自治会が生駒市自治連合会に属していることは明らかである。また、前記1(3)のとおり、自治会は市との協働事業のみならず、身近な公共的活動に取り組み、住み良い地域社会づくりに寄与しており、交付要綱第1条にある本件補助金の趣旨に合致した活動を行っている。これらのことに基づき、市長は交付規則及び交付要綱に則り、市内の127の自治会について、交付要綱に定める交付対象者であることを確認し、適合するものとして、交付を決定したと認められる。

このことについて、請求人は自治会が生駒市自治連合会に属しているかは、自治会が各地区自治連合会に属しているかということを経路で確認することによって判断できると主張しているが、独自の解釈と言わざるを得ない。

生駒市自治連合会は、生駒市自治連合会会則第4条第1項のとおり、市内の自治会で組織されるのであって、市内の127の自治会に対し、本件補助金の交付を決定することが交付要綱に反することはない。交付決定が不当ではないから、交付決定に基づく支出自体も不当とはいえない。

よって、本件補助金の支出に係る請求人の主張に理由がない。

以上のことから、本件住民監査請求について、主文のとおり決定する。

以上